

建業第 309 号
経政経第 81 号
令和2年3月12日

交通基盤部内各課長 様
交通基盤部各出先機関の長 様
経済産業部内各課長 様
経済産業部各出先機関の長 様

交通基盤部長
経済産業部長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長」等について（通知）

このことについて、令和2年3月11日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長事務連絡により、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る工事及び業務の一時中止措置の期間を令和2年3月19日まで延長する旨の通知がありました。

つきましては、交通基盤部及び経済産業部の対応を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 措置期間等の延長について

(1) 工事等の一時中止措置

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（令和2年2月28日付け建業第287号、令和2年3月2日付け経政経第77号）（以下、措置通知という。）」に示す工事又は業務の一時中止の期間を最長で令和2年3月19日まで延長する。

また、措置通知に基づく一時中止措置等を実施していない受注者が、今後一時中止等の意向を申し出る場合にも、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することができる。

なお、令和2年3月19日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事または業務を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 検査、ヒアリング、打ち合わせの延期等

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた交通基盤部発注工事及び業務の一時中止措置等の解釈、並びに入札等の手続きの対応について（令和2年3月3日付け建業第291号）」に示した、検査、ヒアリング、打ち合わせ等の取扱いについても、期限を令和2年3月19日まで延長するとともに、ヒアリング等については令和2年3月23日以降に実施を延期することが可能か再度検討すること。

2 受注者への周知について

(1) 既に一時中止措置等を実施している受注者

発注者から受注者に対し、一時中止の期間を最長で令和2年3月19日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認願います。

(2) (一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県測量設計業協会、(一社)静岡県コンサルタント協会、(一社)静岡県地質調査業協会、(一社)静岡県設備協会、(一社)静岡県設備設計協会、(一社)静岡県建築士事務所協会の会員企業

別添により、各協会経由での周知を依頼済みであり、発注者から受注者あての連絡は不要です。

(3) 上記(1)、(2)以外の受注者

本通知の趣旨を、各発注者から各受注者に御連絡願います。

担 当：建設業課 指導契約班

電話番号：054-221-3059

事務連絡
令和2年3月11日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置の延長」等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）等により、適切な対応をお願いしているところです。

令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されました。

このことを踏まえ、国土交通省直轄工事において別添1、2のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

国地契第 59 号
国官技第 387 号
国営管第 422 号
国営計第 134 号
国港総第 638 号
国港技第 88 号
国空予管第 855 号
国空空技第 553 号
国空交企第 399 号
国北予第 48 号
令和 2 年 3 月 11 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和 2 年 2 月 27 日

付け国地契第 44 号、国官技第 357 号、国営管第 384 号、国営計第 120 号、国港総第 593 号、国港技第 83 号、国空予管第 807 号、国空空技第 520 号、国空交企第 371 号、国北予第 45 号。以下「2月 27 日通達」という。)に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を行っているところであるが、令和 2 年 3 月 10 日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね 10 日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、既に一時中止措置を実施している工事及び業務について、下記のとおり中止期間の延長等の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、別表の「契約書」欄に掲げる各契約書（以下「契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、別表の「適用条項」欄に掲げる各規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者に対して一時中止の期間を最長で令和 2 年 3 月 19 日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認すること。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止の期間の変更を行う。また、一時中止の延長を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、最長で令和 2 年 3 月 19 日までの期間とする。

また、2月 27 日通達に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長で令和 2 年 3 月 19 日までの期間とする。

なお、令和 2 年 3 月 19 日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事又は業務を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1) に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

別表

	契約書	適用条項
1	「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
2	「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
3	「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
4	「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
5	「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）別冊土木設計業務等委託契約書	第19条 第20条
6	「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成8年2月29日付け港管第444号）別冊設計・測量・調査等業務契約書	第19条 第20条
7	「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
8	「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省営管発第335号）別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
9	「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
10	「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
11	「調査・測量等業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第628-2号）別冊調査・測量等業務契約書	第19条 第20条
12	「工事設計業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第629-2号）別冊工事設計業務契約書	第21条 第22条
13	「工事監理業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第630-2号）別冊工事監理業務契約書	第14条 第15条
14	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成23年1月17日付け国営管第396号）別冊調査業務請負契約書	第17条 第18条
15	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成23年1月17日付け国営管第397号）別冊業務契約書	第9条
16	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号）別冊発注者支援業務委託契約書	第20条 第21条
17	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月27日付け国港総第577号）別冊発注者支援等業務契約書	第21条 第22条

事務連絡
令和2年3月11日

大臣官房官庁営繕部	各課	課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約管理官	殿
	企画部	技術開発調整官	殿
	営繕部	営繕調査官	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課	
		工事評価管理官	殿
		工事契約管理官	殿
国土技術政策総合研究所	営繕部	営繕計画課長	殿
国土地理院	総務部	契約財産管理官	殿
	総務部	契約管理官	殿

大臣官房 地方課 公共工事契約指導室長
技術調査課 建設技術調整室長
官庁営繕部管理課 契約事務改善推進官
官庁営繕部計画課 営繕計画調整官
北海道局 予算課 経理指導官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について（対象期間の変更）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和2年3月2日付け事務連絡）において示しているところであるが、令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、対象期間を下記のとおりに変更するので、適切に対応されたい。

記

記1. 中「15日まで」を「19日まで」に、「16日以降」を「23日以降」に改める。

以上

交通基盤部各課長 様

交通基盤部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等
について(通知)

このことについて、令和2年2月27日付け事務連絡により、国土交通省土地・建設産業
局建設業課長から別添1のとおり通知がありました。

つきましては、交通基盤部の対応を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた措置

既に契約済みで、継続中の工事及び業務に関し、受注者から新型コロナウイルス感染症
の感染拡大防止のため、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間延長の申し出がある
場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書の規定に基づき、工事
又は業務の一時中止や設計図書等の変更の対応を行う。

なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、
必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を
行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、令和2年3月15日までの期間とする。

ただし、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された
場合には、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2 一時中止等に伴う繰越等の措置

受注者との協議の結果、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越
等の手続をとることとする。

3 受注者への周知

(1) (一社)静岡県建設業協会会員、(一社)静岡県測量設計業協会、(一社)静岡県コン
サルタantz協会の会員企業

別添2により、各協会経由での周知を依頼済です。

(2) 上記(1)以外の受注者

各事務所に対し、本通知の趣旨を各受注者に連絡するよう依頼済みです。

4 感染者情報の提供

従事者への感染が確認された場合、可能な範囲において、各事務所及び市町から建設業
課へ情報提供する。

担 当：建設業課 指導契約班
電話番号：054-221-3059

交通基盤部各出先機関の長 様

交通基盤部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等
について(通知)

このことについて、令和2年2月27日付け事務連絡により、国土交通省土地・建設産業
局建設業課長から別添1のとおり通知がありました。

つきましては、交通基盤部の対応を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた措置

既に契約済みで、継続中の工事及び業務に関し、受注者から新型コロナウイルス感染症
の感染拡大防止のため、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間延長の申し出がある
場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書の規定に基づき、工事
又は業務の一時中止や設計図書等の変更の対応を行う。

なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、
必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を
行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、令和2年3月15日までの期間とする。

ただし、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された
場合には、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2 一時中止等に伴う繰越等の措置

受注者との協議の結果、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越
等の手続をとることとする。

3 受注者への周知

(1) (一社)静岡県建設業協会会員、(一社)静岡県測量設計業協会、(一社)静岡県コン
サルタantz協会の会員企業

別添2により、各協会経由での周知を依頼済みであり、各事務所から受注者あての連絡
は不要です。

(2) 上記(1)以外の受注者

本通知の趣旨を、各事務所から各受注者に御連絡願います。

4 感染者情報の提供

従事者への感染が確認された場合、可能な範囲において、各事務所から建設業課へ情報
提供願います。

担 当：建設業課 指導契約班
電話番号：054-221-3059

交通基盤部内各課長 様
交通基盤部各出先機関の長 様

交通基盤部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた交通基盤部発注工事及び業務の一時中止措置等の解釈、並びに入札等の手続きの対応について（通知）

このことについて、令和2年2月28日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長事務連絡、及び令和2年3月2日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室長事務連絡により、別添のとおり通知がありました。

つきましては、交通基盤部発注工事等について下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 工事等の一時中止等を申し出ることができる対象について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（令和2年2月28日付け建業第287号）」の1に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者が工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下、「工事等の一時中止等」という。）を申し出ることが出来る場合には、工事従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとする。

2 検査の取扱いについて

完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で工事等の一時中止等を行うこと。

3 検査、打ち合わせ等について

令和2年3月15日までに対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底する。また、対面の検査を行った場合には、検査官は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残すこと。

4 ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって、令和2年3月15日までにヒアリングの実施を予定している場合、ヒアリングの必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応をとるものとする。

- ①令和2年3月16日以降にヒアリングを延期することが可能かどうか検討する。
- ②令和2年3月15日までに実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話など対面に寄らない実施方法について検討する。
- ③やむを得ず対面でのヒアリング実施が必要となった場合には、あらかじめ相手方に必要最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスクの着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

5 今後公告する工事等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応による影響を踏まえ、当面の間以下のとおり取り扱う。

(1) 工事等の実績の取扱いについて

発注時に入札条件として、事業者又は技術者について同種工事等の実績を求める場合又は評価対象とする場合においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置の実施のため工事等の一時中止措置等を実施したことにより、工期又は履行期限を延長した工事等については、延長前の工期又は履行期限を既に経過しているものに限り、当該同種工事等の実績として認めて差し支えないものとする。なお、この場合における公告例を別紙のとおり示す。

(2) 総合評価落札方式における手持業務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置の実施のため、業務の一時中止措置等を実施したことにより履行期限を延長した業務について、履行期限が年度を越えた業務にあつては、新年度における入札手続においては、手持業務とみなさない。

6 受注者への周知について

(1) (一社) 静岡県建設業協会会員、(一社) 静岡県測量設計業協会、(一社) 静岡県コンサルタント協会の会員企業

別添により、各協会経由での周知を依頼済みであり、発注者から受注者あての連絡は不要です。

(2) 上記(1)以外の受注者

本通知の趣旨を、各発注者から各受注者に御連絡願います。

担 当：建設業課 指導契約班
電話番号：054-221-3059

公告における表記について

①工事例

標準の公告	<同種工事の施工実績> 平成〇年4月1日以降（完成し引渡しが済んでいるもの）に、〇〇〇〇工事の元請として施工した実績を有すること。
本通知による特例公告	<同種工事の施工実績> 平成〇年4月1日以降に、〇〇〇〇工事の元請として施工した実績を有すること。（完成引き渡しが済んでいるものに限る。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と確認ができるものであって延長前の工期を既に経過しているものについては、この限りでない。）

②業務委託の例

標準の公告	<同種業務の実績> 平成〇年4月1日以降（完了しているもの）に、〇〇〇〇業務の実績を有すること。
本通知による特例公告	<同種業務の実績> 平成〇年4月1日以降に、〇〇〇〇業務の実績を有すること。（完了しているものに限る。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、履行期限を延長した業務と確認ができるものであって延長前の履行期限を既に経過しているものについては、この限りでない。）